

内閣府告示第五百十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年十二月二十七日内閣府告示第九百三十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年五月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 埼玉県
- 二 構造改革特別区域の名称 埼玉県はばたくIT人材特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 埼玉県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一

四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三二）一一四四及び一一四六）

内閣府告示第五百十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年五月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県
- 二 構造改革特別区域の名称 あいちIT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一

四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三二）一一四四及び一一四六）

内閣府告示第五百十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十八年七月二十七日内閣府告示第六百号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年五月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 京都府
- 二 構造改革特別区域の名称 京都IT人材育成特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 京都府の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一三二）一一

四三及び一一四五）及び修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業（一一

三二）一一四四及び一一四六）

内閣府告示第五百十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十九年四月二十日内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成十九年五月三十一日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成十九年六月七日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 塩崎 恭久

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 今治市、新居浜市及び西条市
- 二 構造改革特別区域の名称 愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 今治市、新居浜市及び西条市の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業（五〇六）